

秋田県公報

目次

告示	ページ
○耕地整理組合の臨時代理者の指定(三一六・農地整備課)……………	1
○保安林の指定(三一七・水と緑の森づくり課)……………	1
○保安林の指定の予定(三一八・水と緑の森づくり課)……………	2
○保安林予定森林の指定通知(三一九・三二七・水と緑の森づくり課)……………	3
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出(三二八・建築住宅課)……………	4
○道路の供用開始(三二九・仙北地域振興局建設部)……………	4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	5
○市町村営土地改良事業の施行の同意(由利地域振興局農林部)……………	5
選挙管理委員会告示	
○秋田県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書(一一三)……………	5
○秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書(一一四)……………	5
人事委員会公告	
○平成二十一年度秋田県職員採用試験公告 二件……………	6
○平成二十一年度警察官採用試験公告……………	8

告示

秋田県告示第三百十六号
 土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、平成二十一年七月十日強首村大巻耕地整理組合の臨時代理者に大仙市大巻字宅地十六番地進藤巖を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年七月十日
 秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県告示第三百十七号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
 平成二十一年七月十日
 秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	昭 和 豊 川 岡 井 戸	字	地 番	全 面 積	帳 実 測 又 は 見 込 (ヘクタール)	保 安 林 指 定 面 積 実 測 又 は 見 込 (ヘクタール)	指 定 の 目 的	伐 採 種 別	立 木 の 伐 採 の 方 法	指 定 施 業 要 件
	町 村										
	潟 上 市				六二、四二八	五・九五九一	五・九五九一	干 害 の 防 備	(附 属 明 細 書 の と お り)		
	〃	〃	〃	一五の二	三六、〇三四	三・四七六五	三・四七六五		主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は、当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る。		
	〃	〃	〃	八八の一	九〇、八七〇	九・〇四〇〇	九・〇四〇〇				
	〃	〃	〃	九二の一	一一、七五五	一一・一〇六一	一一・一〇六一				

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐竹敬久

郡市	町村	岩城下蛇田	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測又は見込 (ヘクタール)	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件			
									伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	立木の伐採の方法
由利本荘市			宮ノ沢	一四	三八六	〇・〇三八六	〇・〇三八六	干害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)
			宮ノ沢上	一	三七、九〇五	〇・一二四七	〇・一二四七					
			宮ノ沢	四九	一、二四七	〇・〇九七	〇・〇九七					
			宮ノ沢	四七	九七	〇・〇五三六	〇・〇五三六					
			宮ノ沢	四五	五三六	〇・〇五二一〇	〇・〇五二一〇					
			宮ノ沢	四四	五	〇・〇一九二	〇・〇一九二					
			宮ノ沢	四三	一九二	〇・〇三九三	〇・〇三九三					
			宮ノ沢	四一	三九三	〇・〇一四四	〇・〇一四四					
			宮ノ沢	三三	一四四	〇・〇九三五	〇・〇九三五					
			宮ノ沢	三一	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	三〇	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二九	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二八	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二七	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二六	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二五	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二四	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二三	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二二	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二一	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	二〇	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一九	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一八	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一七	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一六	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一五	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一四	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一三	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一二	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一一	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	一〇	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇九	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇八	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇七	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇六	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇五	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇四	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇三	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇二	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇一	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					
			宮ノ沢	〇〇	一七三	〇・〇一七三	〇・〇一七三					

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市川西字野際一〇七の一、一〇八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。字野際一〇八(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

鹿角市十和田大湯字大清水八の一、八五の二五、八五の二七から八五の三二まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。字大清水八五の二五・八五の三一・八五の三二(以上三

筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市及位字大沢八三、八七

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市深沢字深沢一七

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市島海町上笹子字砥沢一〇〇

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所
横手市雄物川町二井山字竹ノ子沢一五三の一、一五五、一五三の三・一五四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹ノ子沢一五三の一・一五四・一五五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、平鹿地域振興局農林部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

大仙市正手沢字正手沢九の一、字釜ノ沢一五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字正手沢九の一・字釜ノ沢一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、仙北地域振興局農林部及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市矢島町元町字御獄七の二、八の一

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字田の沢三六、四〇の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田の沢三六、四〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、中通一丁目地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 理事長の氏名 高橋 一 広

二 理事長の住所 秋田市中通一丁目四番五号

秋田県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	日三市角館線	仙北市角館町字横町十六番三地先から七十番地先まで

二 供用開始の期日 平成二十一年七月十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

公 告

(二) 期間 平成二十一年七月十日から同月二十三日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能代北部土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 退任理事の住所及び氏名

能代市坂形字鳥形十八番地

比八田字八幡下四十六番地

坂形字堂ノ後百四十七番地

竹生字竹生百九十六番地

山本郡八峰町峰浜内荒卷字家ノ上四十四番地二

峰浜石川字稲子沢七十五番地

峰浜小手萩字上台二十七番地

能代市警字栗山二十八番地一

比八田字八幡下四十六番地

外荒巻字北山ノ上十二番地

警字銭ケ台四十九番地

坂形字堂ノ後百三十二番地

竹生字竹生百十七番地

就任理事の住所及び氏名

能代市坂形字鳥形十八番地

比八田字八幡下四十六番地

外荒巻字北山ノ上十二番地

竹生字竹生百九十六番地

山本郡八峰町峰浜小手萩字上台二十七番地

能代市比八田字八幡下四十六番地

坂形字堂ノ後百三十二番地

山本郡八峰町峰浜内荒巻字家ノ上四十四番地二

能代市警字銭ケ台四十九番地

竹生字竹生百十七番地

山本郡八峰町峰浜石川字稲子沢七十五番地

能代市警字栗山二十八番地一

坂形字鳥形十七番地

退任理事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜小手萩字萩の城三十五番地

能代市竹生字竹生百八十七番地

能代市坂形字堂ノ後百四十四番地 佐藤 盛光
就任理事の住所及び氏名 永井 儀博
能代市竹生字竹生百八十七番地 佐藤 盛光
坂形字堂ノ後百四十四番地 工藤 鉄夫
比八田字中台五十九番地一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、由利本莊市から協議があった土地改良事業(中館地区基盤整備促進事業)の施行について、平成二十一年七月二日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年七月十日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十九条第一項の規定により、平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第九十二条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成二十一年七月十日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙の種類 平成21年4月12日執行 秋田県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 30,762,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川 口 博	所属党派	無 所 属
出納責任者氏名	藤 原 晃		
期 間	4月21日から5月18日まで 第2回分		

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	通 信 費 計 484,429
前 回 計 8,000,000	前 回 計 8,428,236

総 計 8,000,000 | 総 計 8,912,665

項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	
ビラの作成	756,600円
ポスターの作成	1,417,950円
計	2,174,550円

報告書受理年月日	平成21年6月23日
第2回報告分	

秋選管告示第百十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十九条第一項の規定により、平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第九十二条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成二十一年七月十日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙の種類 平成21年4月12日執行 秋田県議会議員補欠選挙北秋田市北秋田郡選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,367,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湊 屋 啓 二	所属党派	無 所 属
出納責任者氏名	鈴 木 一 善		
期 間	4月22日から6月12日まで 第2回分		

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	家 屋 費 12,705
	(選挙事務所費) 12,705
	通 信 費 80,594
	雑 費 44,339

前 回 計 算	2,170,953	今 回 計 算	137,638
前 計 算	2,170,953	前 計 算	2,242,953
総 計	2,170,953	総 計	2,380,591

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	394,800円
	計	394,800円

報告書受理年月日	平成21年6月18日	第2回報告分
----------	------------	--------

人 事 委 員 会 公 告

平成21年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成21年7月10日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 試験の種類及び程度
短大卒業程度試験
高校卒業程度試験
- 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職 務 内 容
短大卒業程度	保健師	3 知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
		5 小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
	警察事務	1 警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
一般事務	3	知事部局の課又はその地方機関等若しくは教育庁の課又はその

高校卒業程度	総合土木	3	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	電気	2	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
	警察事務	1	地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給（平成21年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	保健師	医療職給料表(三)	2級5号給 188,900円
		医療職給料表(二)	1級11号給 156,000円
高校卒業程度	警察事務	行政職給料表	1級15号給 152,800円
		全職種	行政職給料表 1級5号給 140,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（短大卒業程度試験のうち、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

16条の規定により地方公務員となることのできない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

ア 保健師

昭和57年4月2日以降に生まれた者であつて、保健師の免許を有するもの又は平成21年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

イ 学校栄養士

昭和57年4月2日以降に生まれた者であつて、栄養士の免許を有するもの又は平成22年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

ウ 警察事務

昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

(2) 高校卒業程度試験

昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

実施日 平成21年9月27日（日）

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「保健師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成21年10月2日（金）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- (2) 第2次試験
 ア 実施日 (予定)
 平成21年10月16日 (金) 及び10月下旬
 イ 場所 秋田市
 ウ 方法
 第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

- (3) 資格調査
 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表
 平成21年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

- (1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みのものが、「保健師」については平成21年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成22年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

- (2) 採用予定時期
 平成22年4月以降

7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

- (2) 受験の申込み
 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

- (3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成21年7月10日(金)から同年8月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成21年7月10日(金)の午前8時30分から同月27日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成21年8月3日(月)の消印のあるまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253）に行うこと。

- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成21年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成21年7月10日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

- 1 試験の種類及び程度
 高校卒業程度試験（身体障害者採用）

- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	6	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給（平成21年4月1日現在）は原則として行政職給料表1級5号給（月額140,100円）が支給される。なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

- (1) 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）

- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者

- (3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法

（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験

ア 実施日
 平成21年9月20日(日)

イ 場所

ルポールみずほ（秋田市山王4丁目2-12）

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。ただし、作文試験の評額は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成21年10月2日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

- (2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成21年10月20日(火)及び21日(水)

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表

平成21年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

- (1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

- (2) 採用予定時期
 平成22年4月1日

7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

- (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人

事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成21年7月10日(金)から同年8月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成21年7月10日(金)の午前8時30分から同月27日(月)の午後5時まで限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成21年8月3日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)を行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成21年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成21年7月10日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 B	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官 B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁

警察官 B	高校卒業	28	2	2	2
女性警察官 B	程度	3			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成21年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級1号給	158,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢	性別
警察官 B	秋田県	昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
		昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県 神奈川県	昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官 B	秋田県	昭和54年9月21日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
		昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた女性	

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

ない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員とすることができない者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成22年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場所	試験の方法
平成21年 9月19日(土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台 9-2)	体力検査
平成21年 9月20日(日)	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜字 守沢46-1)	高校卒業程度の教養 試験及び作文試験

イ 合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成21年10月9日(金)に、県庁正面公告板等を受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成21年10月下旬から11月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成21年10月19日(月)及び11月上旬

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成21年11月中旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査を行う。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成21年11月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を
掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成22年1月下旬から2月上旬に、志望先の都県から
受験者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採
用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者
名簿に登載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの
請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本
部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成22年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域
振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務
所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、
秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警
察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵
送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、
警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成21年7月10日（金）
から同年8月3日（月）までの午前8時30分から午後5時ま
で受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込
の受付は、平成21年7月10日（金）の午前8時30分から同月
27日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成21年8月3日（月）の消
印のあるものまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県
人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話
018(860)3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1
番5号 電話018(863)1111 内線2623、2624）又は県内の各
警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているの
で参照すること。

正 誤

ページ 誤 行 誤 正

平成十六年五月十四日(第千五百七十一号)掲載の秋田県告示第
四百三十号(道路の区域変更)

(原簿監の)

三ページの表中「田縣」とある

誤	誤	誤	誤
誤	誤	誤	誤
○・1411	○・1411	○・1411	○・1411

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄